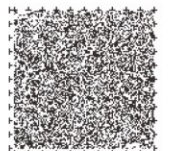


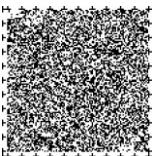
第4期春日部市障害者計画 第6期春日部市障害福祉計画

障がいのある人もない人も、
地域の中で共に安心して暮らせる社会をめざして
～ 地域社会における共生の推進 ～



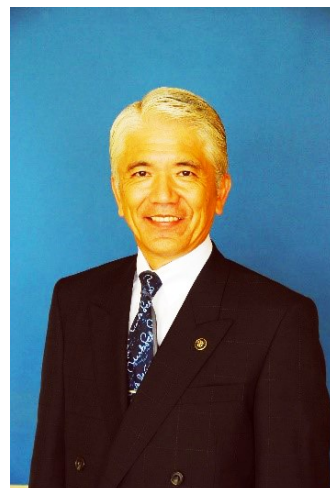
令和3年3月
春日部市





はじめに

本市では、平成26年3月に「第3期春日部市障害者計画」を、平成30年3月に児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体のものとする「第5期春日部市障害福祉計画」をそれぞれ策定し、障がいのある人もない人も、地域の中で共に安心して暮らせる社会をめざして障害福祉施策を推進してまいりました。



この間、国においては、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が求められています。また、平成30年6月に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が施行され、障がいのある人の文化芸術活動を通じた個性と能力の発揮および社会参加の促進を図ることが求められるなど、障がいのある人に関わるさまざまな制度改革も行われてまいりました。

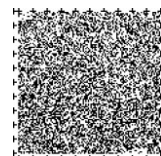
このような状況の中、本計画の策定にあたりましては、これまでの課題を踏まえ、諸制度の変更点等も十分反映した内容となるよう配慮するとともに、「春日部市障害者計画」と「春日部市障害福祉計画」の調和を保ち施策の推進を図るため、このたび「第4期春日部市障害者計画・第6期春日部市障害福祉計画」を一体的に策定しました。

今後も本計画に基づき、すべての市民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現と、障がいのある人もない人も、地域の中で共に安心して暮らせる社会をめざしてまいりますので、皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました春日部市障害者計画等審議会、春日部市自立支援協議会の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力をいただきました市民の皆様、そして関係団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

春日部市長 石川良三



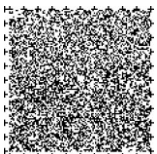
目 次

【総論】

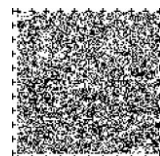
第1章 計画策定の趣旨	1
I. 計画策定の目的と計画の位置づけ	1
1. 計画策定の目的と計画の位置づけ	1
2. 計画の期間	1
II. 計画の背景	2
1. 主な動向	2
2. 本市でのこれまでの取り組み	5
3. 持続可能な開発目標（SDGs）の推進	5
第2章 障がい者施策の現状と課題	7
I. 障がいのある人の状況	7
1. 人口の推移	7
2. 身体障がいのある人の状況	8
3. 知的障がいのある人の状況	9
4. 精神障がいのある人の状況	10
5. 難病患者の状況	13
II. 施策の実施状況	15
III. アンケート、ヒアリング結果の概要	16
1. アンケートについて	16
2. ヒアリングについて	28
IV. 課題	30
1. 地域社会における共生の仕組みづくり	30
2. 障害福祉サービスの充実	30
3. 障がいのある人の就労支援	31
4. 障がいのある人の権利擁護・差別解消	32
5. 障がいのある人の外出支援や、文化、芸術、スポーツ活動等への 参加の支援	33
6. 包括的な支援体制の構築	33
7. 災害や感染症への対策の充実	34

【春日部市障害者計画】

第3章 障害者計画の基本的な考え方	35
I. 計画策定の目的と計画の位置づけ	35
II. 基本理念	36
III. 基本方針	37
IV. 基本目標	38
V. 施策の体系	39



第4章 施策	45
基本目標1. 障がいのある人がいつまでも住み続けられるまちづくり	45
(1) 生活の支援	45
(2) 居住の場の確保	48
(3) 施設福祉サービスの充実	49
(4) サービスの質の向上	49
基本目標2. 障がいのある人にとって、社会的障壁のない社会づくり	50
(1) 心のバリアフリー化	50
(2) 情報のバリアフリー化	52
(3) まちのバリアフリー化	53
(4) 災害や感染症への対応	54
(5) 支え合いの仕組みづくり	55
(6) 地域包括ケアシステムの充実	55
基本目標3. 障がいのある人の権利擁護の推進と差別の解消	56
(1) 権利擁護等の推進	56
(2) 差別の解消と虐待の防止	56
基本目標4. 障害の状況に応じた就労支援の実施や社会参加の促進	57
(1) 就労に関する相談・情報提供体制の充実	57
(2) 一般就労の促進、一般職場への参加支援	58
(3) 多様な形態での雇用の推進	59
基本目標5. 障がいのある人が安心して受けられる医療・リハビリテーションの充実	60
(1) 早期発見・療育の充実	60
(2) 発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人への支援	60
(3) リハビリテーションの充実	61
(4) 医療の充実	61
(5) 通院支援の充実	61
(6) 相談体制の充実	62
(7) 依存症対策の推進	62
(8) 医療的ケア児への支援	62
基本目標6. 障がいのある人もない人も共に育ち、学ぶ教育とスポーツ・文化活動の推進	63
(1) 就学前教育の充実	63
(2) 学校教育の充実	63
(3) 社会教育の充実	64
(4) 生涯学習の振興	64
(5) 教育における相談の充実	65
基本目標7. 障がいのある人の社会参加の推進	66
(1) 地域活動の支援	66
(2) 市のイベント・講習会などにおける障がいのある人の参加	66



【春日部市障害福祉計画】

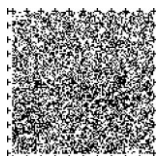
第5章 障害福祉計画	67
Ⅰ. 計画策定の目的と計画の位置づけ	67
1. 計画策定の目的と計画の位置づけ	67
2. 計画の期間	67
Ⅱ. 障害福祉計画の目標値	68
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行	68
2. 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	68
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	69
4. 福祉施設から一般就労への移行	70
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	71
6. 相談支援体制の充実・強化等	72
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	73
Ⅲ. 障害者総合支援法等に基づくサービス	75
Ⅳ. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量	77
1. 訪問系サービス	77
2. 日中活動系サービス	81
3. 居住系サービス	90
4. 相談支援	94
5. 発達障害関連	99
6. 保健、医療および福祉関係者による協議の場の設置	100
7. 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	100
8. 児童福祉法に基づくサービス	101
9. 地域生活支援事業	109
10. その他市の福祉事業	129
Ⅴ. 自立支援協議会	135

【計画の推進体制】

第6章 計画の推進体制	137
-------------	-----

【資料編】

1. 策定体制	139
2. 策定の経緯	140
3. 春日部市障害者計画等審議会	142
4. 春日部市自立支援協議会	148
5. 春日部市障害者計画等策定庁内検討委員会	151
6. 用語の解説	153



※本計画書における「障がい」の表記について

原則として、「ひと」を直接的に形容するような場合は、「害」を「がい」と表記する、あるいは可能な場合には他の言葉で表記しています。ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ①法令（市の条例、規則等を含む。）上の表記
- ②国の法令や条例等に基づく制度や施設名の表記
- ③法人、団体等の固有名詞の表記

【例】人を直接的に形容する場合

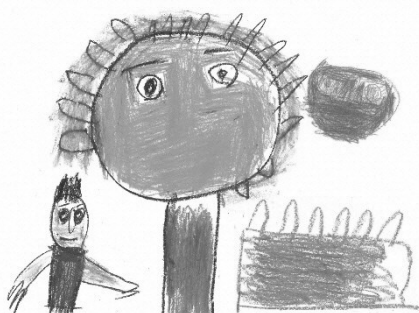
⇒「障がい者」、「障がい児」、「障がいのある人」など

文中に*印をつけた用語については、本計画の最後に「用語の解説」がありますので、ご参照ください。

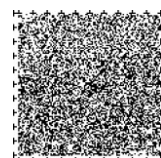
なお、*印は、ページ単位で最初に出てくる単語のみ印をつけています。

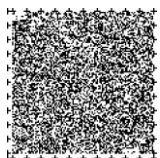
●表紙の絵は、次の方にご協力をいただきました。

「ドリームセンターともに」
通所者 関野 誠さん



「わかば春日部」
通所者のみなさん

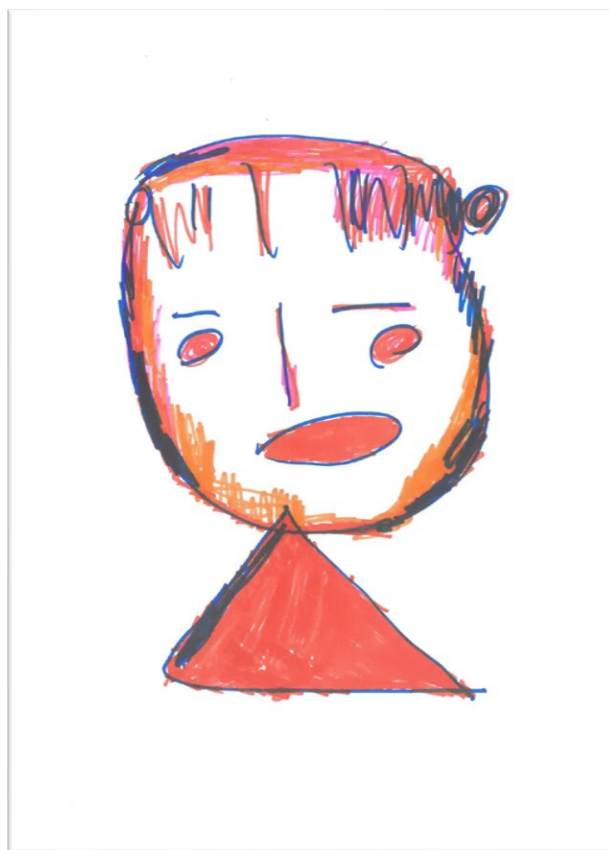




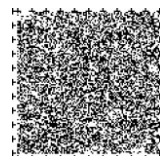
「あおぞら」
通所者のみなさんの作品

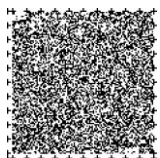


総論



「ともにハウス」
通所者 須田 智子さんの作品





第1章 計画策定の趣旨

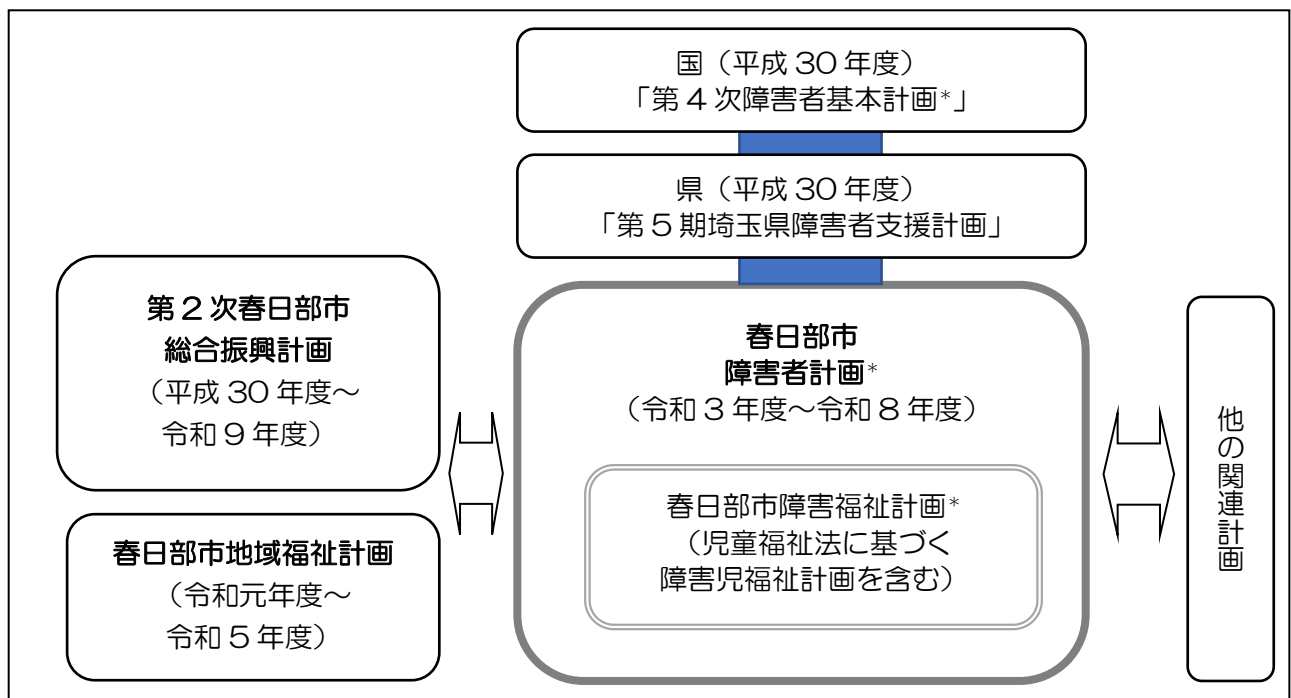
I. 計画策定の目的と計画の位置づけ

1. 計画策定の目的と計画の位置づけ

障がい者福祉施策は、平成 23 年の障害者基本法*の大幅な改正や、平成 25 年の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法*」という。）の施行、平成 25 年に公布された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法*」という。）により、法体制の充実が図られてきました。また、近年は、住み慣れた地域でいつまでも住み続けられるよう、障がいのある人や高齢者等を一体的に支援する「地域包括ケアシステム*」という考え方が普及しています。

そのような社会情勢の中、本計画は、国の障害者基本計画、埼玉県障害者支援計画*と連携すると共に、春日部市総合振興計画や春日部市地域福祉計画などの各種計画（高齢者保健福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など）との整合を図り、連携して推進されるものです。

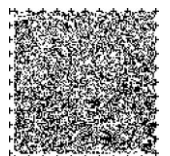
なお、本計画では、障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの具体的な数値目標と確保方策を定める障害福祉計画（児童福祉法に基づく障害児福祉計画を含む）を一体的に策定するものです。



2. 計画の期間

障害者計画の期間は、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間ですが、障害福祉計画に関わる部分については、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。

なお、計画の実行期間中に社会情勢の変化や制度の改正などがあった場合は、関係機関と協議しながら必要に応じて計画の見直しを行います。



Ⅱ. 計画の背景

1. 主な動向

障がい者施策に関する世界、国、県の主な動向を一覧表（表1）に整理しました。

世界、国の動向としては、平成18年（2006年）、国連総会にて「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約*」という。）が採択され、平成20年（2008年）に発効されました。

わが国は、平成19年（2007年）9月にこの条約に署名し、障害者基本法*や障害者差別解消法*などを整備したうえで、平成26年（2014年）2月に効力が発生しました。

このほか、国においては、障害があっても地域で安心して暮らせる社会の構築などを目指して、平成18年（2006年）10月から「障害者自立支援法」が全面的に施行されました。

その後、「障がい者制度改革推進本部」が平成21年（2009年）12月に設置され、平成23年（2011年）には障害者基本法の改正と障害者虐待防止法*の制定がありました。

続いて、平成24年（2012年）6月の障害者総合支援法*の成立により、障がい者の範囲に、「発達障害*」と「難病*」の2つが明確化されました。

さらに、平成25年（2013年）9月には「障害者基本計画」が閣議決定されました。

また、埼玉県は、平成6年（1994年）3月に「障害者対策に関する埼玉県長期計画一ふれあい彩の国プラン21」を策定し、福祉、保健、医療、雇用、教育、住宅、まちづくりなどの分野において施策を展開してきました。

平成10年（1998年）3月には同計画の重点施策実施計画として「彩の国障害者プラン～バリアフリー社会をめざして～」、平成15年（2003年）3月に「彩の国障害者プラン21～共に学び共にくらす社会をめざして～」、平成19年（2007年）3月に「埼玉県障害者支援計画*」を策定しました。以降、3年ごとに障害者支援計画を策定し、障害福祉サービス等の新たな目標値を定めて、障がいのある人に関する施策が総合的に推進されています。

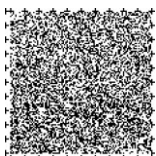
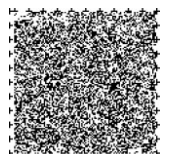


表1 障がい者施策に関する主な動向（平成25年度（2013年度）まで）

世界の動向	国の動向	県の動向
<p>S46（1971） 「精神薄弱者の権利宣言」採択</p> <p>S50（1975） 「障害者の権利宣言」採択</p> <p>S56（1981） 「国際障害者年」</p> <p>S58～H4（1983～1992） 「国連障害者の十年」</p> <p>H5～H14（1993～2002） 「アジア太平洋障害者の十年」</p> <p>H14（2002） 更に10年延長（～H24（2012））</p>	<p>S45（1970） 「障害者基本法*」の公布</p> <p>H12（2000） 「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」の公布</p> <p>H15（2003） 「支援費制度*」の施行</p> <p>H18（2006） 「障害者自立支援法」の施行</p> <p>H23（2011） 「障害者基本法」の一部改正</p> <p>H25（2013） 「障害者総合支援法」の施行</p> <p>H25（2013） 「障害者差別解消法*」の公布</p>	<p>H6（1994） 「障害者対策に関する埼玉県長期計画—ふれあい彩の国プラン21」を策定</p> <p>H15（2003） 「彩の国障害者プラン21」を策定</p> <p>H19（2007） 「埼玉県障害者支援計画*」を策定。以降、3年ごとに策定</p>
<p>H18（2006） 「障害者権利条約*」決議案が採択</p>	<p>H26（2014） 「障害者権利条約」への批准</p>	

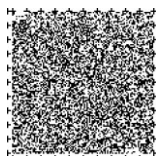
*は、資料編「6. 用語の解説」に説明が載っている用語を表しています。



II. 計画の背景

また、近年の障がい者施策に関する法制度の改正と主な内容は以下の通りです。

図 近年の障がい者施策に関する法制度の改正と主な内容



2. 本市でのこれまでの取り組み

本市では、平成14年3月に障がい者施策の基本計画となる「第1期春日部市障害者計画*」を策定しました。

その後は、平成20年3月に「第2期春日部市障害者計画」、平成26年3月に「第3期春日部市障害者計画」を策定しました。

また、障害福祉サービスの具体的な数値目標と確保方策を定める「障害福祉計画」については、平成18年度に策定された「第1期春日部市障害福祉計画*」をはじめとして3年ごとに策定しており、平成30年に最新の「第5期春日部市障害福祉計画」を策定しました。

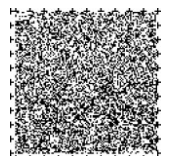
3. 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

持続可能な開発目標「SDGs（エスディーゼズ）」とは、平成27年9月に国連のサミットで採択された国際社会共通の目標で、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成されています。

SDGsでは、経済・社会・環境の三側面に総合的に対応しながら、現世代のことも、将来世代のことも考え、目標達成に向けて行動を起こしていくことが求められています。

そのような中、本市は令和元年9月に春日部市SDGs推進本部を立ち上げ、春日部市SDGs推進方針*を定めました。

くわえて、本市は令和2年7月に内閣府より「SDGs未来都市*」として選定されており、幅広い世代に対してSDGs達成へ向けた取り組みの認知や普及啓発を通じて、持続可能なまちづくりへと発展させていく役割を担っています。

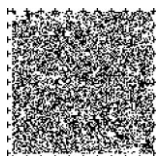


II. 計画の背景

表 SDGsの17の目標について

	アイコンでの表記	持続可能な開発目標の説明文
1	貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4	質の高い教育をみんなに	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワメントを行う
6	安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
9	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る
10	人や国の不平等をなくそう	各国内および各国間の不平等を是正する
11	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する
12	つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
13	気象変動に具体的な対策を	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14	海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15	陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する
16	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資料：公益財団法人地球環境戦略研究機関 IGES 作成による仮訳をベースに編集



第2章 障がい者施策の現状と課題

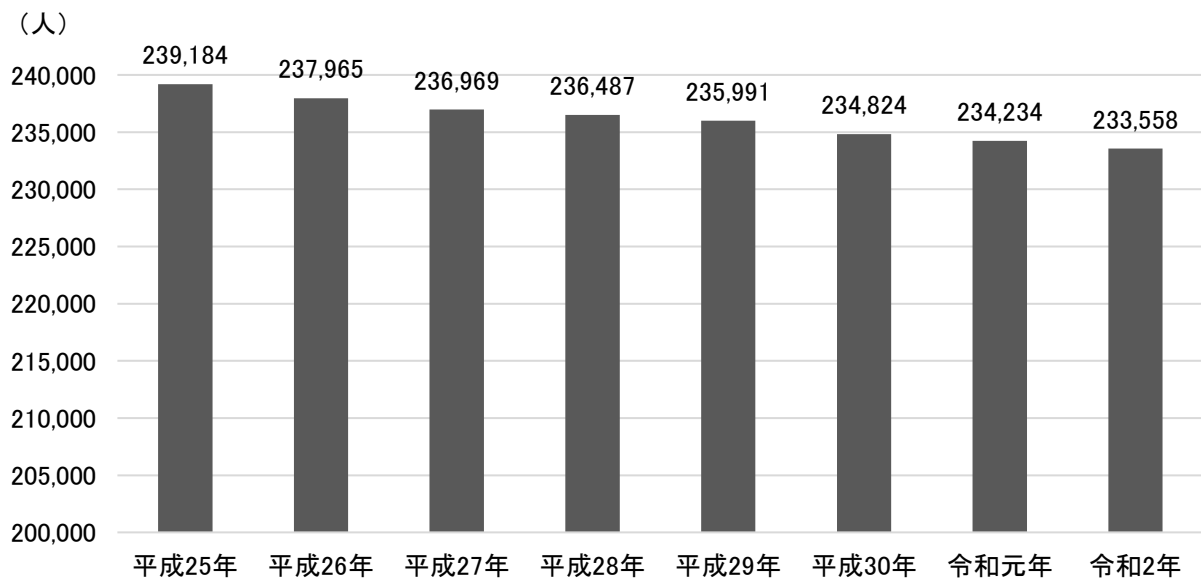
I. 障がいのある人の状況

1. 人口の推移

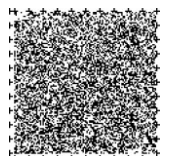
本市の総人口は、平成25年の239,184人から令和2年は233,558人となっています。

直近数年の傾向として、人口は減少傾向にあります。

図 人口の推移



資料: 住民基本台帳人口(各年10月1日現在)



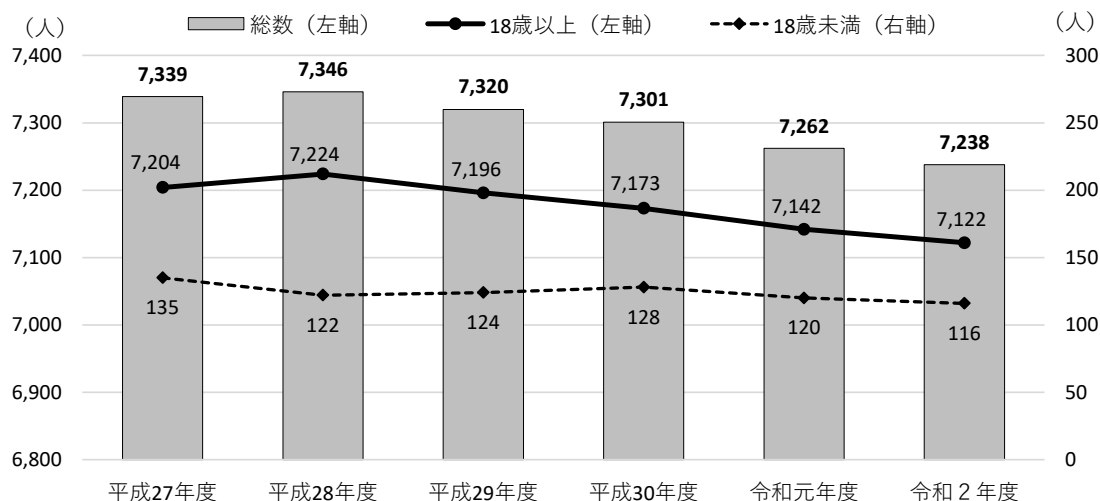
I. 障がいのある人の状況

2. 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳*の交付を受けている人は、令和2年度は7,238人となっており、平成27年度と比較すると101人減少しています。この傾向は18歳以上と同じである一方、18歳未満については、おおむね横ばいの傾向にあります。

また、手帳の等級をみると、「1級」が最も多く、次いで「4級」の順となっています。

図 身体障害者手帳所持者数の推移



(人・%)

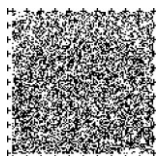
	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成27年度	7,339人	2,620人 35.7%	1,056人 14.4%	1,314人 17.9%	1,639人 22.3%	371人 5.1%	339人 4.6%
平成28年度	7,346人	2,674人 36.4%	1,033人 14.1%	1,272人 17.3%	1,639人 22.3%	380人 5.2%	348人 4.7%
平成29年度	7,320人	2,715人 37.1%	1,020人 13.9%	1,210人 16.5%	1,640人 22.4%	385人 5.3%	350人 4.8%
平成30年度	7,301人	2,702人 37.0%	1,000人 13.7%	1,197人 16.4%	1,655人 22.7%	389人 5.3%	358人 4.9%
令和元年度	7,262人	2,723人 37.6%	988人 13.6%	1,170人 16.1%	1,637人 22.5%	385人 5.3%	359人 4.9%
令和2年度	7,238人	2,688人 37.2%	977人 13.5%	1,166人 16.1%	1,657人 22.9%	386人 5.3%	364人 5.0%

(各年度4月1日現在)

※国の基準で、身体障害者手帳の等級について障害の種類別に重度の側から1級・2級・3級・4級・5級・6級の等級が定められています。

	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
総計	7,238人	2,688人	977人	1,166人	1,657人	386人	364人
視覚	499人	163人	152人	30人	37人	89人	28人
聴覚・平衡機能	552人	29人	139人	75人	124人	0人	185人
音声・言語・そしゃく機能	117人	10人	5人	68人	34人	-	-
肢体不自由	3,566人	737人	642人	733人	1,006人	297人	151人
内部障がい	2,504人	1,749人	39人	260人	456人	-	-

資料：障がい者支援課(令和2年度4月1日現在)

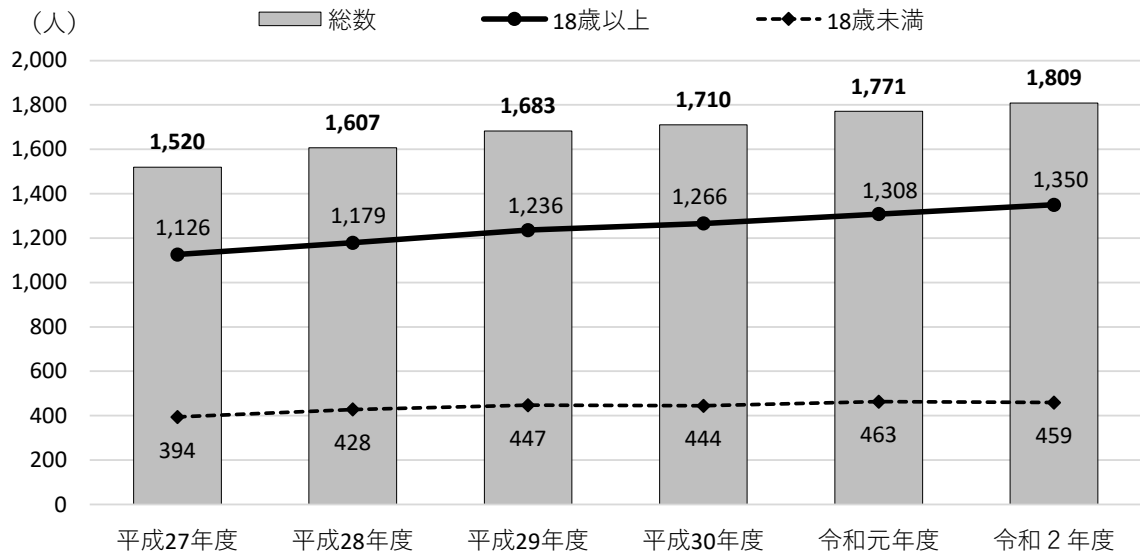


3. 知的障がいのある人の状況

療育手帳*の交付を受けている人は、令和2年度は1,809人となっており、平成27年度と比較すると289人増加しています。

また、手帳の等級では、「C」が最も多く、次いで「B」が多くなっています。

図 療育手帳所持者数の推移

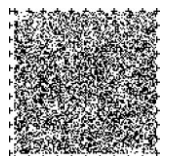


(人・%)

	総数	㉠	A	B	C
平成27年度	1,520人	327人 21.5%	347人 22.8%	448人 29.5%	398人 26.2%
平成28年度	1,607人	340人 21.2%	352人 21.9%	470人 29.2%	445人 27.7%
平成29年度	1,683人	354人 21.0%	363人 21.6%	480人 28.5%	486人 28.9%
平成30年度	1,710人	358人 20.9%	371人 21.7%	474人 27.7%	507人 29.7%
令和元年度	1,771人	358人 20.2%	383人 21.6%	483人 27.3%	547人 30.9%
令和2年度	1,809人	360人 19.9%	387人 21.4%	493人 27.3%	569人 31.4%

※埼玉県基準で、療育手帳の等級について重度の側から㉠、A、B、Cの等級が定められています。

資料：障がい者支援課(各年度4月1日現在)



I. 障がいのある人の状況

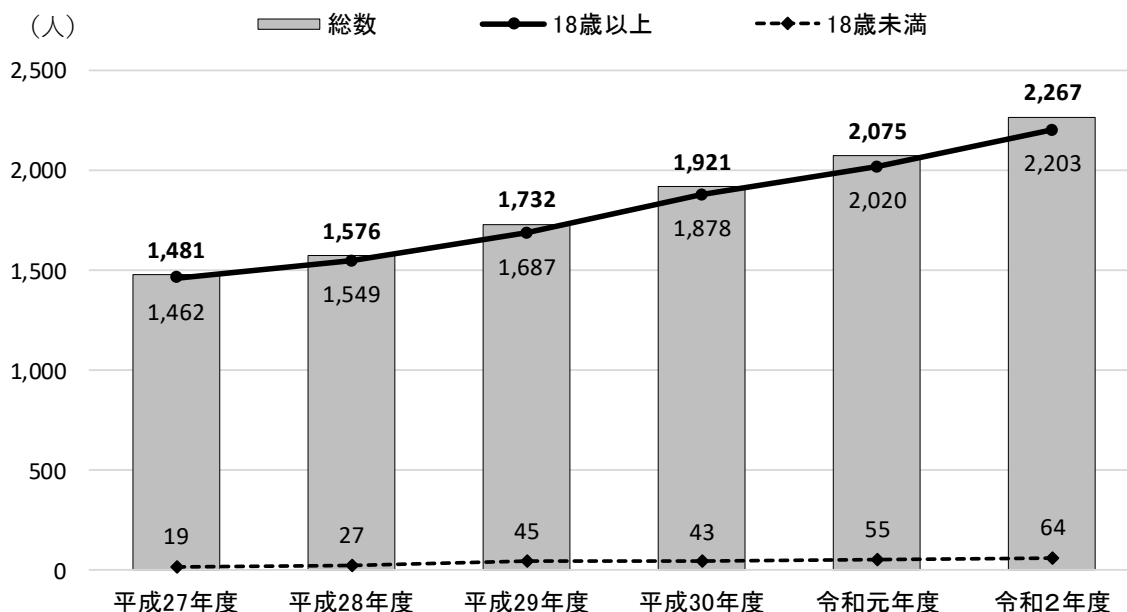
4. 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳*の交付を受けている人は、令和2年度は2,267人となっており、平成27年度と比較すると786人増加しています。

また、手帳の等級では、2級が最も多くなっています。

なお、自立支援医療（精神通院）支給認定を受けている人は、令和2年度は3,854人となっており、平成27年度と比較すると、885人増加しています。

図 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



	総数	1級	2級	3級
平成27年度	1,481人	168人 11.3%	921人 62.2%	392人 26.5%
平成28年度	1,576人	154人 9.8%	997人 63.2%	425人 27.0%
平成29年度	1,732人	160人 9.2%	1,110人 64.1%	462人 26.7%
平成30年度	1,921人	188人 9.8%	1,238人 64.4%	495人 25.8%
令和元年度	2,075人	209人 10.1%	1,322人 63.7%	544人 26.2%
令和2年度	2,267人	243人 10.7%	1,423人 62.8%	601人 26.5%

※国の基準で、精神障害者保健福祉手帳の等級について重度の側から1級・2級・3級の等級が定められています。

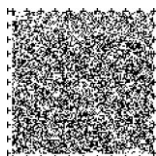
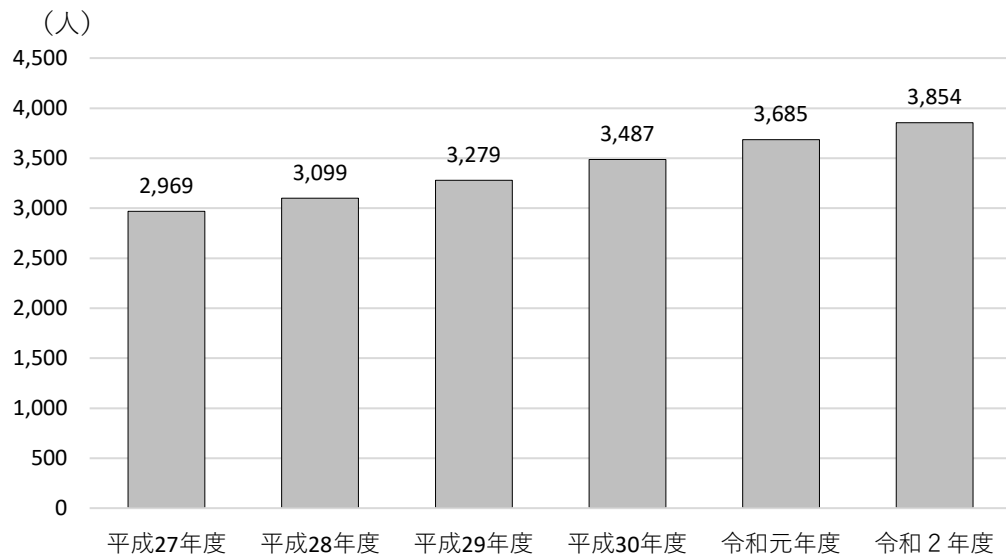
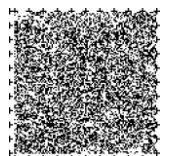


図 自立支援医療（精神通院）支給認定者数の推移



資料：障がい者支援課（各年度4月1日現在）



I. 障がいのある人の状況

■発達障がいのある人と高次脳機能障がいのある人の状況

発達障がいのある人と高次脳機能障がいのある人は、障害者総合支援法*に基づく障害福祉サービスを利用することができます。

また、精神障害者保健福祉手帳*の交付を受けることができます。

○ 発達障害*

平成 17 年 4 月に施行された発達障害者支援法*では、「発達障害」は、「自閉症*、アスペルガー症候群*その他の広汎性発達障害*、学習障害*、注意欠陥多動性障害*その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

さらに、平成 23 年に改正された障害者基本法*の中で、障害者の定義の中に「発達障害」が加わりました。

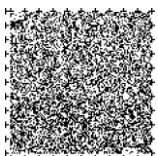
発達障がいのある人の実態については、個別の手帳が現在はないこともあり、人数等の面で現状では十分に把握できていません。今後、関係機関と連携しながら、実態の把握に努めます。

○ 高次脳機能障害*

交通事故や脳出血などにより脳に損傷を受けたために、言語障害、記憶障害、注意障害、遂行機能障害*、社会的行動障害などの認知障害が生じ、日常生活または社会生活を送ることに困難を有する状態をいいます。

身体障害者手帳*や、精神障害者保健福祉手帳を取得されている人が多くなっていますが、実態については、十分に把握できていないのが実情です。

また、市民向けアンケート結果において、障害に関する認知度は他の障害と比べると低く、今後、相談支援事業所等の関係機関と連携しながら、毎年度、国に報告している高次脳機能障害の相談件数や相談支援体制の整備された自治体などの相談件数を比較検証し、早期発見および早期対応のため、実態の把握に努めます。



5. 難病患者の状況

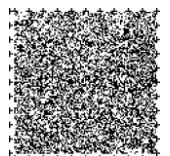
難病患者のうち、「指定難病医療給付*」については、令和元年度では、1,460人が対象となっています。

また、「小児慢性特定疾病医療給付*」を受けている人は218人、「先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付*」を受けている人は14人となっています。

指定難病医療給付状況

(令和2年3月末日現在)

通し番号	告示番号	病名	人数	通し番号	告示番号	病名	人数
1	1	球脊髄性筋萎縮症	2人	35	52	混合性結合組織病	24人
2	2	筋萎縮性側索硬化症	19人	36	53	シェーグレン症候群	14人
3	5	進行性核上性麻痺	22人	37	54	成人スチル病	7人
4	6	パーキンソン病	197人	38	55	再発性多発軟骨炎	1人
5	7	大脳皮質基底核変性症	11人	39	56	ベーチェット病	25人
6	8	ハンチントン病	7人	40	57	特発性拡張型心筋症	13人
7	10	シャルコー・マリー・トゥース病	1人	41	58	肥大型心筋症	6人
8	11	重症筋無力症	40人	42	60	再生不良性貧血	15人
9	13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	35人	43	61	自己免疫性溶血性貧血	3人
10	14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	5人	44	63	特発性血小板減少性紫斑病	24人
11	15	封入体筋炎	2人	45	65	原発性免疫不全症候群	3人
12	16	クローウ・深瀬症候群	1人	46	66	IgA腎症	11人
13	17	多系統萎縮症	27人	47	67	多発性嚢胞腎	22人
14	18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	53人	48	68	黄色靱帯骨化症	7人
15	19	ライソゾーム病	4人	49	69	後縦靱帯骨化症	32人
16	21	ミトコンドリア病	1人	50	70	広範脊柱管狭窄症	7人
17	22	もやもや病	19人	51	71	特発性大腿骨頭壊死症	15人
18	23	プリオン病	1人	52	72	下垂体性ADH分泌異常症	4人
19	26	HTLV-1関連脊髄症	1人	53	74	下垂体性PRL分泌亢進症	2人
20	28	全身性アミロイドーシス	3人	54	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	9人
21	34	神経線維腫症	3人	55	78	下垂体前葉機能低下症	29人
22	35	天疱瘡	5人	56	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1人
23	37	膿疱性乾癬(汎発型)	2人	57	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1人
24	39	中毒性表皮壊死症	1人	58	84	サルコイドーシス	15人
25	40	高安動脈炎	11人	59	85	特発性間質性肺炎	35人
26	41	巨細胞性動脈炎	6人	60	86	肺動脈性肺高血圧症	5人
27	42	結節性多発動脈炎	3人	61	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	1人
28	43	顕微鏡的多発血管炎	10人	62	88	慢性血栓栓性肺高血圧症	3人
29	44	多発血管炎性肉芽腫症	7人	63	89	リンパ脈管筋腫症	1人
30	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	7人	64	90	網膜色素変性症	35人
31	46	悪性関節リウマチ	5人	65	91	バッド・キアリ症候群	1人
32	49	全身性エリテマトーデス	117人	66	93	原発性胆汁性胆管炎	23人
33	50	皮膚筋炎／多発性筋炎	32人	67	95	自己免疫性肝炎	8人
34	51	全身性強皮症	37人	68	96	クローン病	75人



I. 障がいのある人の状況

通し番号	告示番号	病名	人数	通し番号	告示番号	病名	人数
69	97	潰瘍性大腸炎	230人	82	215	ファロー四徴症	1人
70	98	好酸球性消化管疾患	1人	83	220	急速進行性糸球体腎炎	3人
71	107	若年性特発性関節炎	1人	84	222	一次性ネフローゼ症候群	8人
72	113	筋ジストロフィー	6人	85	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1人
73	127	前頭側頭葉変性症	1人	86	227	オスラー病	1人
74	128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	1人	87	271	強直性脊椎炎	1人
75	144	レノックス・ガストー症候群	1人	88	283	後天性赤芽球癆	3人
76	158	結節性硬化症	1人	89	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1人
77	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	4人	90	296	胆道閉鎖症	1人
78	167	マルファン症候群	2人	91	300	I g G 4 関連疾患	1人
79	172	低ホスファターゼ症	1人	92	306	好酸球性副鼻腔炎	10人
80	184	アントレー・ビクスラー症候群	1人	93	329	無虹彩症	1人
81	209	完全大血管転位症	2人	94	331	特発性多中心性キャッスルマン病	2人
合計							1,460人

資料：春日部保健所

※告示番号は、病名についている固有の番号です。給付件数がない疾患の番号は省略しています。

小児慢性特定疾病医療給付状況（令和2年3月末日現在）

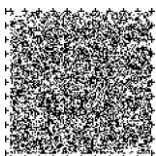
番号	病名	人数
1	悪性新生物	29人
2	慢性腎疾患	13人
3	慢性呼吸器疾患	8人
4	慢性心疾患	40人
5	内分泌疾患	40人
6	膠原病	13人
7	糖尿病	13人
8	先天性代謝異常	9人
9	血液疾患	9人
10	免疫疾患	0人
11	神経・筋疾患	22人
12	慢性消化器疾患	15人
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	3人
14	皮膚疾患	2人
15	骨系統疾患	2人
16	脈管系疾患	0人
合計		218人

資料：春日部保健所

先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付状況（令和2年3月末日現在）

区分	人数
受給者数	14人

資料：春日部保健所



II. 施策の実施状況

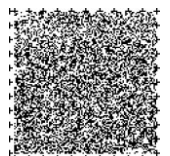
第3期春日部市障害者計画の施策進行管理については毎年実施しており、事業の進捗状況を5段階で評価しています。

進行管理にあたっては、160の個別施策ごとに進捗状況の評価を行いました。

その結果、「A 順調」が101施策(63.1%)、「B おおむね順調」が49施策(30.6%)であるのに対して、「C やや遅れている」が8施策(5.0%)、「E 未実施」が2施策(1.3%)となっています。

表 第3期春日部市障害者計画施策進行管理集計表(令和元年度)
(事業・%)

個別施策	A 順調		B おおむね 順調		C やや 遅れて いる		D 遅れて いる		E 未実施		計	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全体(160施策)	101	63.1	49	30.6	8	5.0	0	0.0	2	1.3	160	100.0
1 障がいのある人の「地域社会における共生」を支えるまちづくりの充実	23	63.9	12	33.3	1	2.8	0	0.0	0	0.0	36	100.0
(1)生活の支援	16	66.7	8	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	24	100.0
(2)居住の場の確保	4	80.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	100.0
(3)施設福祉サービスの充実	3	42.9	3	42.9	1	14.3	0	0.0	0	0.0	7	100.0
2 障がいのある人にとって、社会的障壁のない社会づくり	37	64.9	17	29.8	3	5.3	0	0.0	0	0.0	57	100.0
(1)心のバリアフリー化	17	73.9	6	26.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	23	100.0
(2)情報のバリアフリー化	6	75.0	2	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	100.0
(3)まちのバリアフリー化	8	50.0	6	37.5	2	12.5	0	0.0	0	0.0	16	100.0
(4)災害時への対応	3	60.0	2	40.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	100.0
(5)支え合いの仕組みづくり	0	0.0	1	50.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0
(6)権利擁護等の推進	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	100.0
3 障害の状況に応じた就労支援の実施や社会参加の促進	6	42.9	8	57.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	14	100.0
(1)就労に関する相談・情報提供体制の充実	1	20.0	4	80.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	100.0
(2)一般就労の促進、一般職場の参加支援	4	66.7	2	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	100.0
(3)多様な形態での雇用の推進	1	33.3	2	66.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	100.0
4 障がいのある人が安心して受けられる医療・リハビリテーションの充実	17	81.0	0	0.0	2	9.5	0	0.0	2	9.5	21	100.0
(1)早期発見・療育の充実	3	75.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0
(2)発達障がい児への支援	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0
(3)リハビリテーションの充実	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0	2	100.0
(4)医療の充実	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	100.0
(5)通院支援の充実	2	66.7	0	0.0	1	33.3	0	0.0	0	0.0	3	100.0
(6)相談体制の充実	7	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	100.0
5 障がいのある人もない人も共に学び、個性を伸ばすことができる教育の推進	13	59.1	7	31.8	2	9.1	0	0.0	0	0.0	22	100.0
(1)就学前教育の充実	4	66.7	1	16.7	1	16.7	0	0.0	0	0.0	6	100.0
(2)学校教育の充実	5	83.3	1	16.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	100.0
(3)社会教育の充実	0	0.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0
(4)生涯学習の振興	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
(5)教育における相談の充実	2	66.7	1	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	100.0
(6)施設のバリアフリー化	2	50.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0
6 障がいのある人の文化・スポーツなどの活動の推進	5	50.0	5	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	10	100.0
(1)活動の支援	3	50.0	3	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	100.0
(2)市のイベント・講習会などにおける障がいのある人の参加	2	50.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0



Ⅲ. アンケート、ヒアリング結果の概要

1. アンケートについて

(1) 調査の概要

調査目的	第4期春日部市障害者計画の策定にあたり、障がい者の皆様のお考えを計画に反映するため、アンケート調査を実施しました。			
調査対象	春日部市内に居住する障がい者と一般市民 A 身体障がい者 B 身体障がい児 C 知的障がい者 D 知的障がい児 E 精神障がい者・児 F 難病患者 G 一般市民			
調査方法	郵送配布・回収により実施			
調査期間	令和2年1月～2月			
回収状況		送付数	回収数	回収率
	A 身体障がい者	1,800人	1,020人	56.7%
	B 身体障がい児	108人	31人	28.7%
	C 知的障がい者	365人	129人	35.3%
	D 知的障がい児	306人	90人	29.4%
	E 精神障がい者・児	590人	299人	50.7%
	F 難病患者	31人	17人	54.8%
	G 一般市民	800人	298人	37.3%
	計	4,000人	1,884人	47.1%

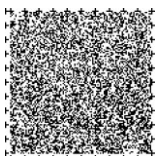
(2) アンケートのまとめ

① 障がいのある人の生活について

- ・住まいの形態は、「持ち家」で、「家族・親戚」が最も多くなっています。
- ・主な介助者の方は、「家族など同居」している方が最も多く、手助けを必要とする援助は、「布団を干すこと」「通院」が多くなっています。
- ・外出の頻度は、「ほぼ毎日」が多く、外出の目的は、「通院」「通園・通学」が多くなっています。

② 悩みや不安について

- ・生計に関する不安については、身体障がい者が「年金や生活保護などの経済保障制度に関する心配がある」、身体障がい児、知的障がい児が「親や保護者がいなくなると、生活のめどがたたない」、知的障がい者が「お金の管理に自信がない」、精神障がい者が「お金が少ない」となっています。
- ・生活の中での悩み事は、身体障がい者、精神障がい者が「経済的なこと」、身体障がい児、知的障がい者、難病患者が「将来の介助（支援）のこと」、知的障がい児が「教育・学習のこと」が最も多くなっています。
- ・困ったときの相談先については、「家族・親戚」が最も多くなっています。



③ 就労について

- 就労形態は、身体障がい者が「企業などで正社員、正職員として働いている（契約社員含む）」、知的障がい者が「福祉施設や作業所などに通所している」、精神障がい者、難病患者が「企業などで臨時、アルバイト、パートとして働いている」が最も多くなっています。
- 収入は、身体障がい者、知的障がい者が「10～15万円未満」（知的障がい者は「5～10万円未満」も同率1位）、精神障がい者が「5～10万円未満」が最も多くなっています。
- 就労意向については、身体障がい者、知的障がい者が「わからない、働かなくてよい」、精神障がい者が「働きたい」、難病患者が「働きたくない」が最も多くなっています。就労のために必要な支援は、「自分にあう仕事を探してくれるところ」が多くなっています。

④ 通園・通所・通学について

- 通園・通所・通学状況は、「通学している」が多く、通園・通所後の進路は、「特別支援学級*に通いたい」が多くなっています。また、就学先に対する評価は、「まあ良かった」が多くなっています。
- 通園・通所・通学において改善してほしいことは、「周囲の生徒・子どもたちの理解のこと」が最も多くなっています。

⑤ 災害対策について

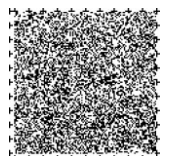
- 災害時の避難については、身体障がい者、精神障がい者は「避難できると思うが、自信がない」、それ以外は「避難できない」が最も多くなっています。
- 災害時に不安に思うことについて、身体障がい者は「必要な医療を受けられないことや、薬が手に入らないこと」、精神障がい者は「避難所で他の人と生活すること」、それ以外は「避難所まで行けないこと」が最も多くなっています。

⑥ 地域との関係・差別の問題について

- 地域行事へ参加するために大切なことは、「障がいのある人が参加しやすい機会をつくる」が多くなっています。
- 地域で受けた差別については、身体障がい者、難病患者は「ない」、身体障がい児は「ある」、それ以外は「少しある」が最も多く、差別を感じた場面は、「学校・仕事場」、「外出先（お店や交通機関など）」が多くなっています。

⑦ 成年後見制度*について

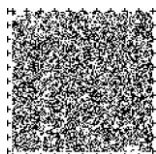
- 成年後見制度の認知度は、今後の利用意向は多いが、精神障がい者以外は、「知っている」が少ないのが特徴です。



Ⅲ. アンケート、ヒアリング結果の概要

⑧ 今後、力を入れてほしい施策について

- 今後、力を入れてほしい施策は、「障がいのある人を診療してくれる専門的な医療機関の確保」「市民に対する障がいのある人への差別の禁止と理解・啓発の促進」となっています。

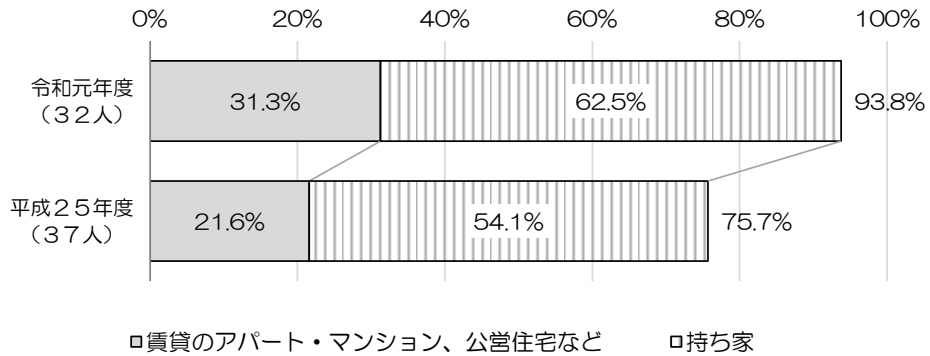


(3) アンケート結果からみた特徴

特徴その1 福祉施設や病院から地域での生活へと移行が進んでいます。

- 福祉施設や病院から地域での生活への移行について、平成 25 年度に実施した前回調査のデータと比較すると、身体障がい者において、18～39 歳で「持ち家」や「賃貸のアパート」に居住している方の比率は、全体の約 94%と増加しています。

図 現在の住まい（身体障がい者/18～39 歳の方）



- 知的障がい者では、割合は低いですが、グループホームや生活ホームで生活する人も少しずつ増加しています。また 40～64 歳の方では、病院の比率が減少し、賃貸のアパート・マンション等、居住系の割合が増加しています。

図 グループホームや生活ホームで生活する人の割合（知的障がい者/全体）

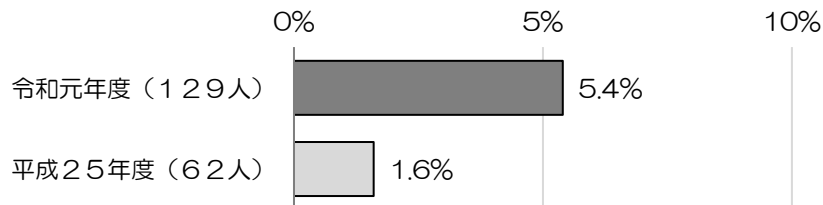
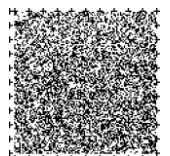
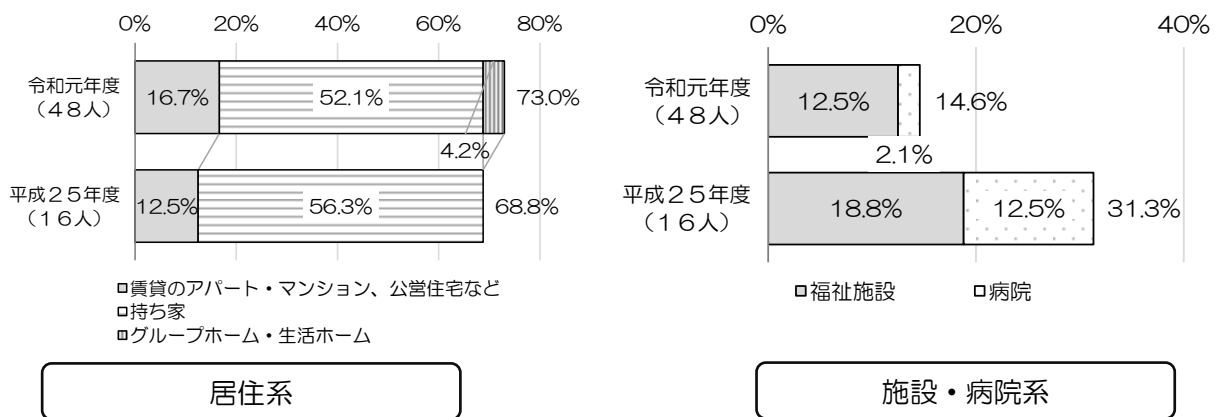


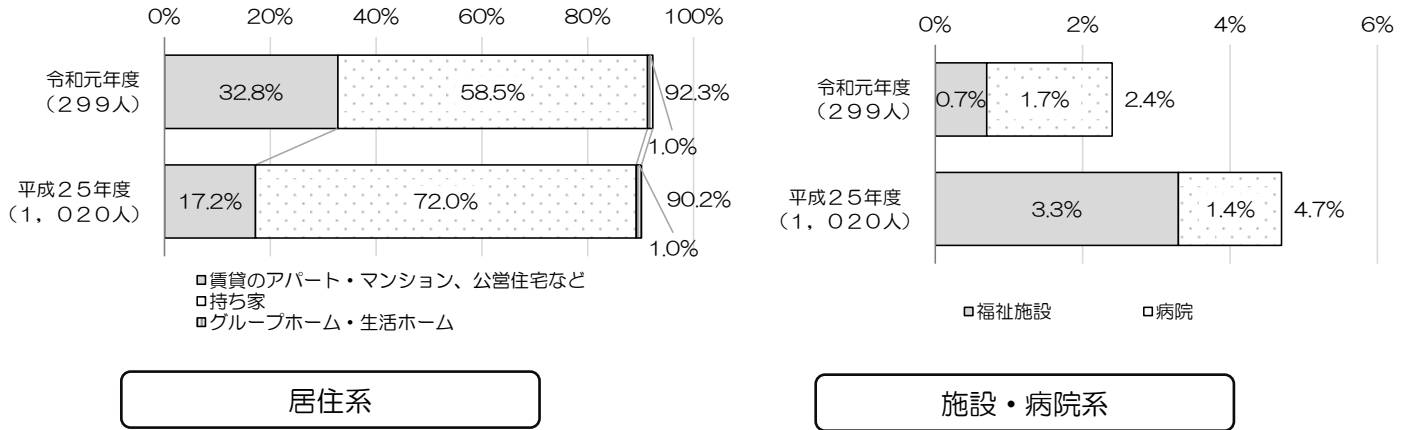
図 現在の住まい（知的障がい者/40～64 歳）



Ⅲ. アンケート、ヒアリング結果の概要

- 精神障がい者では、福祉施設への入所者の割合が減少するとともに、いずれの年齢の方も、持ち家の方の割合が減少して、賃貸のアパート、マンション等が増加しています。

図 現在の住まい（精神障がい者/全体）



特徴その2 就労状況や収入は前回調査と比較して少しずつ改善していますが、知的障がい者は収入の少ない方が他の障害と比較して多いのが特徴です。

- 身体障がい者の就労している人の割合は、前回調査より 5.2 ポイント増加しています。就労形態は、「企業などで正社員、正職員として働いている（契約社員も含む）」が最も多くなっています。

図 就労している人の割合（身体障がい者/18～64歳）

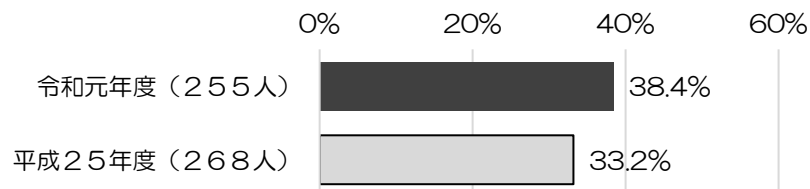
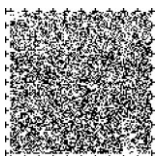
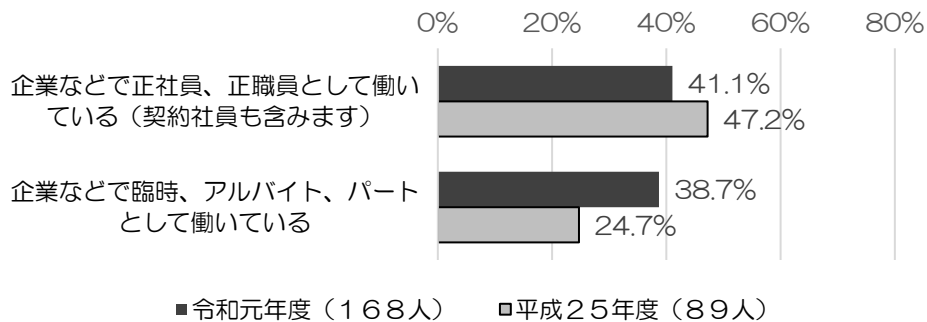


図 就労形態（身体障がい者/全体、主な項目）



- 知的障がい者の就労している人の割合は、前回調査より 12.9 ポイント減少しています。就労形態は、「福祉施設や作業所などに通所している」が最も多くなっています。ただし、前回調査と比較すると、その割合は減少しており、「企業などで正社員、正職員として働いている（契約社員も含む）」が大幅に増加するなど、一般就労が進んだことがうかがわれます。

図 就労している人の割合（知的障がい者/18～64 歳）

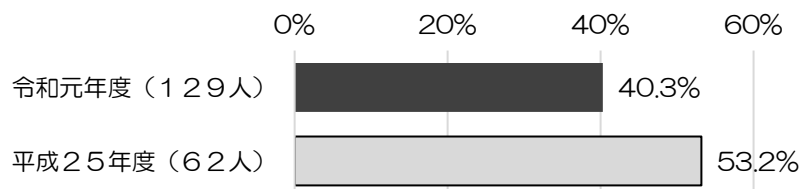
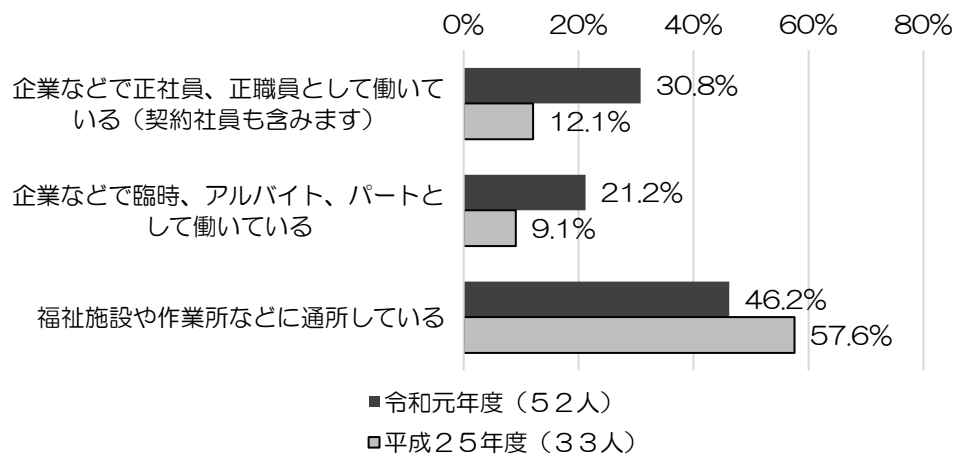
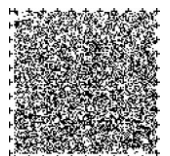
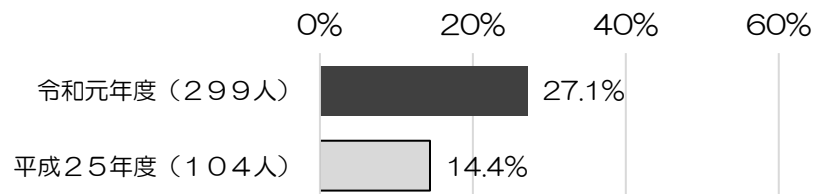


図 就労形態（知的障がい者/全体、主な項目）



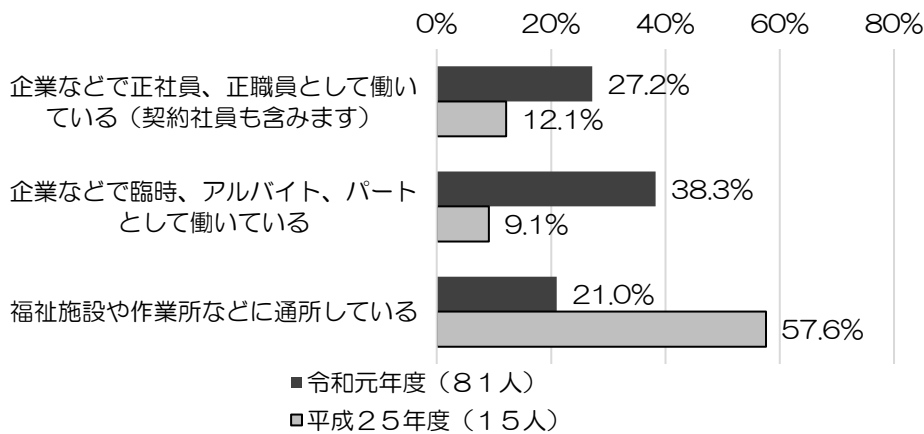
- 精神障がい者の就労している人の割合は、前回調査より 12.7 ポイント増加しています。就労形態は、「企業などで臨時、アルバイト、パートとして働いている」が最も多くなっています。なお、前回調査と比較すると、「企業などで正社員、正職員として働いている（契約社員も含む）」は約 15 ポイント増加するなど、正社員での雇用が増えていることが読みとれます。

図 就労している人の割合（精神障がい者/18～64 歳）



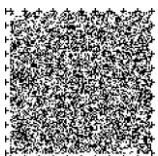
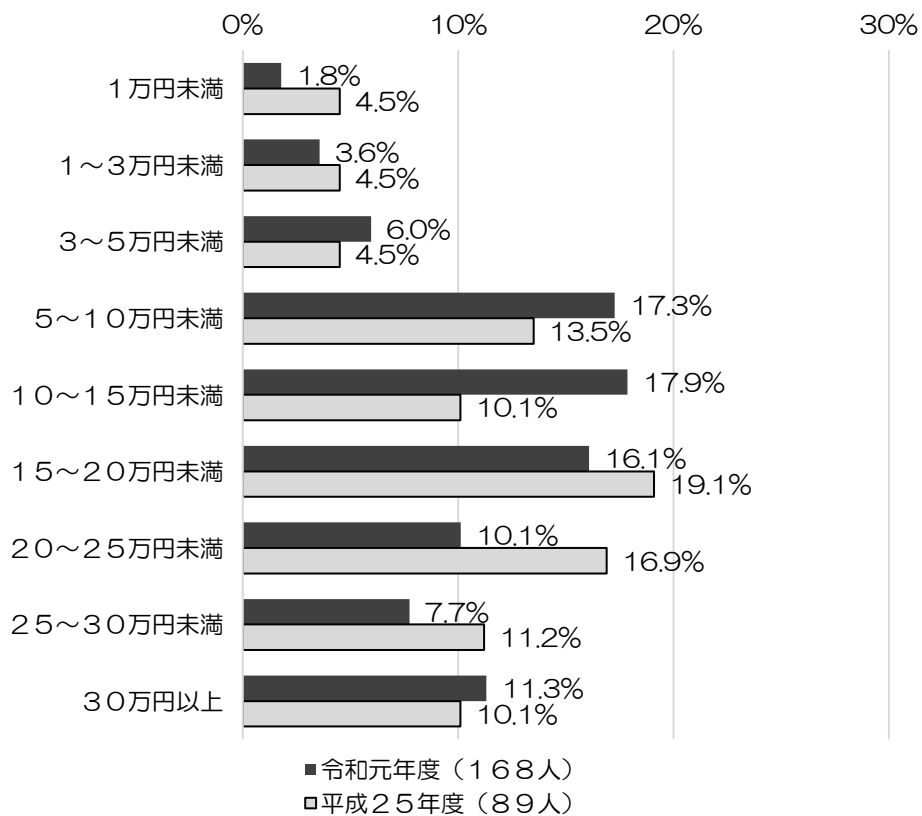
Ⅲ. アンケート、ヒアリング結果の概要

図 就労形態（精神障がい者/全体、主な項目）



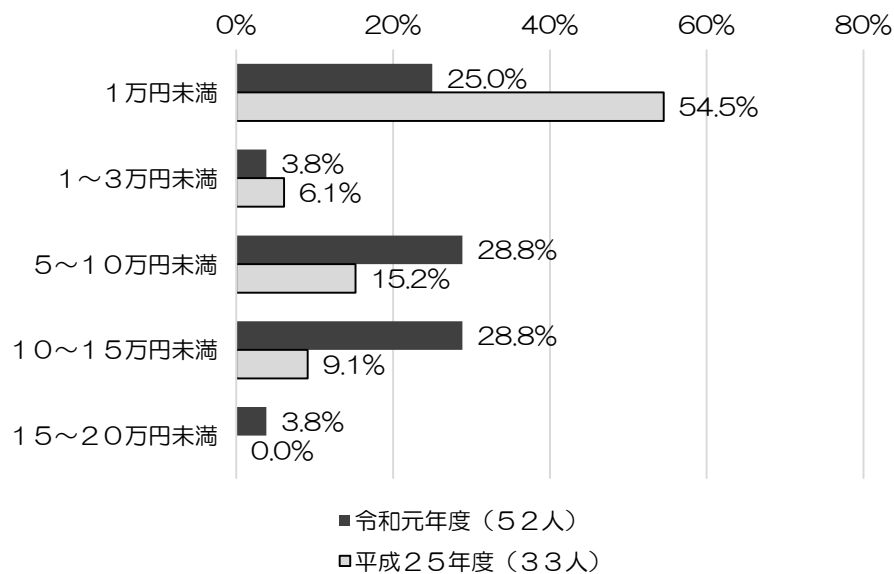
- ・収入面については、身体障がい者については、5～20万円の層が過半数を占める中、30万円以上が少し増加しています。

図 収入について（身体障がい者/全体、主な項目）



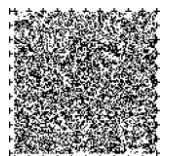
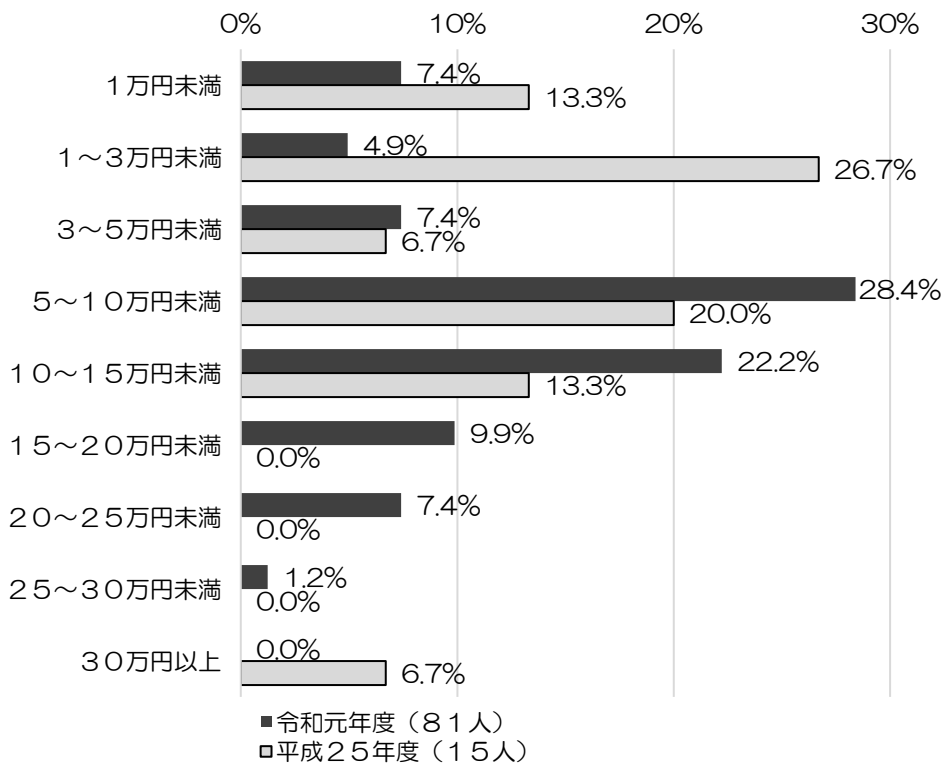
- 知的障がい者は前回調査では1万円未満が最も多くなっていましたが、今回の調査では1万円未満と、5～15万円が多くなっており、収入が二極化している状況です。

図 収入について（知的障がい者/全体、主な項目）



- 精神障がい者の収入は、前回調査では1～3万円が最も多くなっていましたが、今回の調査では5～15万円の間で過半数の方が分布するなど、全体として向上しています。

図 収入について（精神障がい者/全体、主な項目）

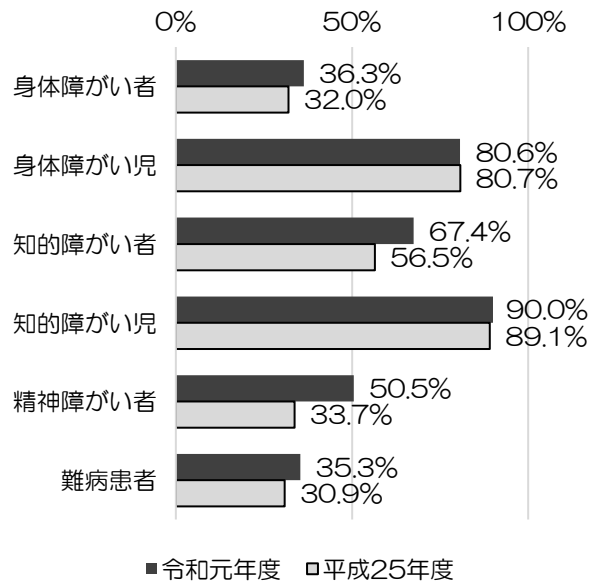


Ⅲ. アンケート、ヒアリング結果の概要

特徴その3 障がい者の外出は、より活発となっていますが、外出した際の問題点がより明確になるなど、新たな課題も生じています。

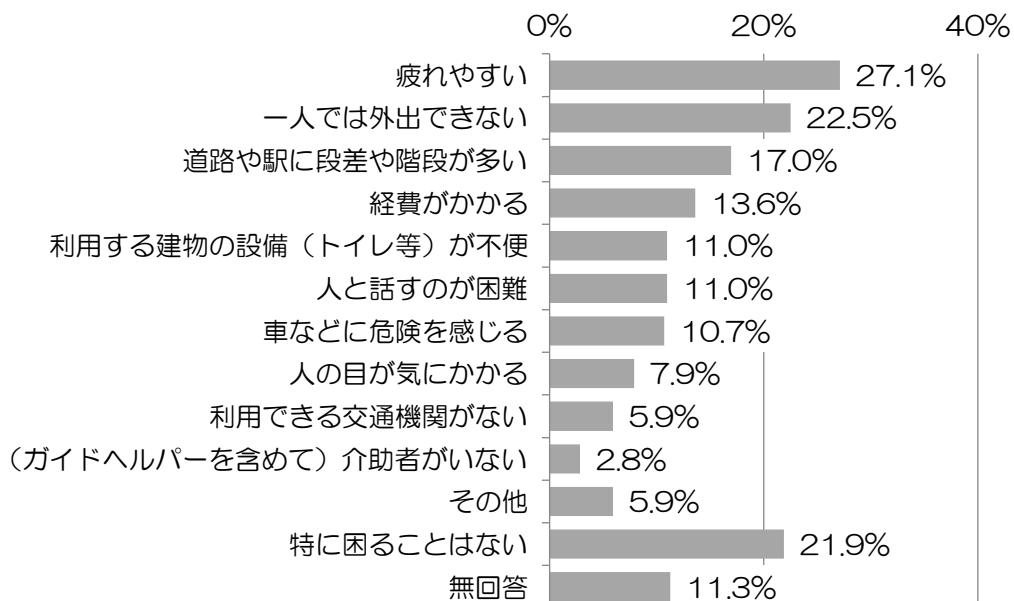
- 外出の頻度は、特に知的障がい、精神障がいのある人で「ほぼ毎日」が増加しています。

図 外出の頻度で「ほぼ毎日」の割合について



- 一方、外出するとき困ることについてみると、全体では「疲れやすい」「一人では外出できない」が多くなっていますが、身体障がい児では「利用する建物の設備（トイレ）が不便」が約42%と最も多くなるなど、継続的な課題への対応が課題として見えてきます。

図 外出する際にこまったこと（全体）



(回答者数=1,586人)

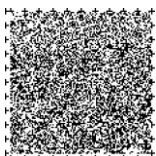
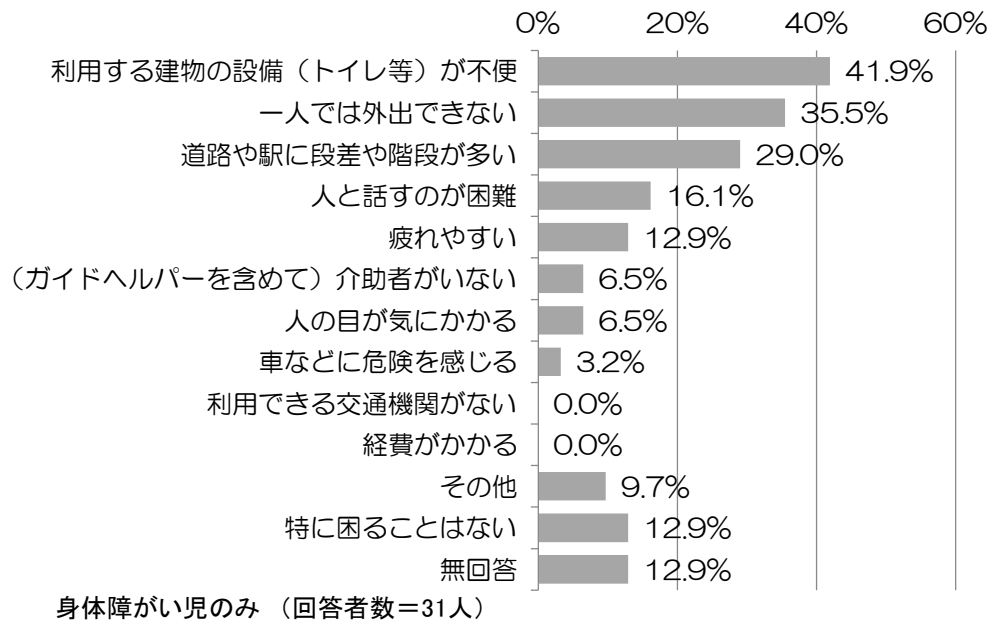


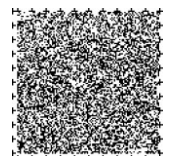
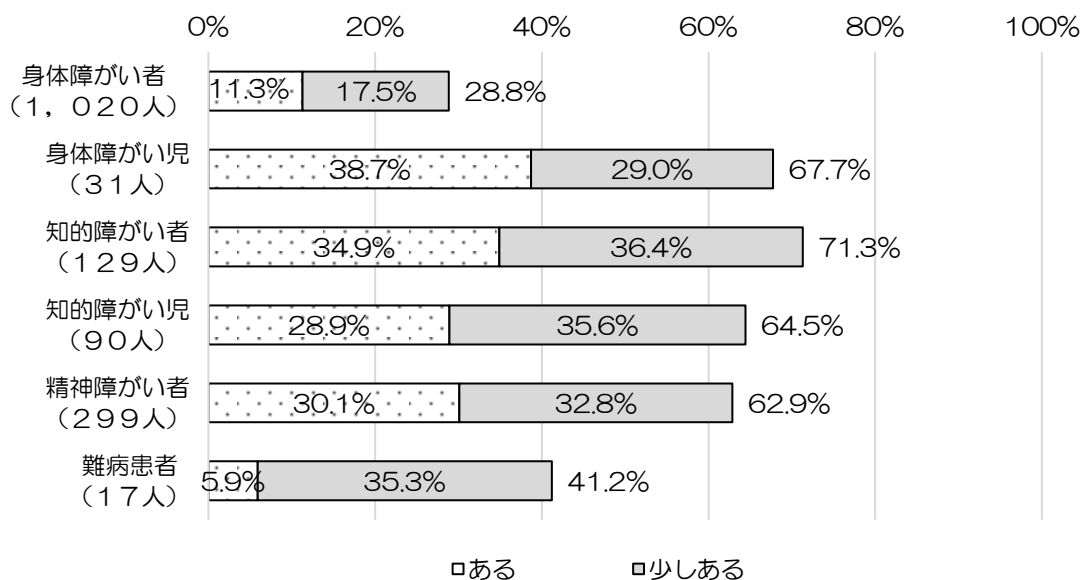
図 外出する際にこまったこと（身体障がい児のみ）



特徴その4 障がい者への理解について、身体障がい児をはじめとして、知的、精神の方は厳しい評価となっています。

- ・差別を感じるかという設問については、全体で『ある』（「ある」と「少しある」の合計）が約 40%となっています。『ある』が 60%以上の区分は、身体障がい児、知的障がい者・児、精神障がい者となっています。

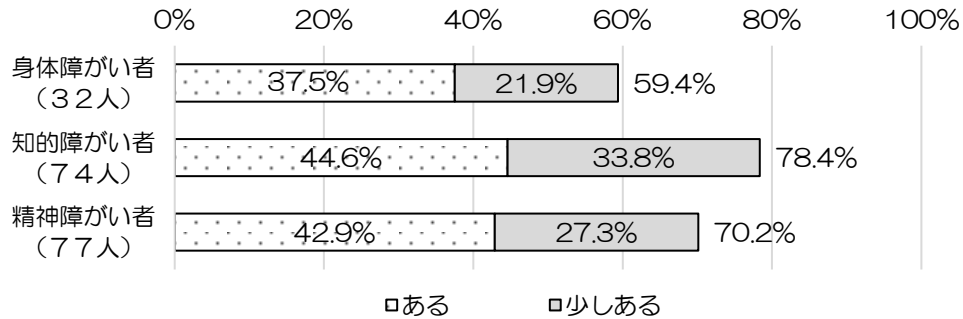
図 差別が「ある」「少しある」と回答した人の割合（全体）



Ⅲ. アンケート、ヒアリング結果の概要

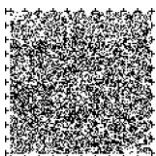
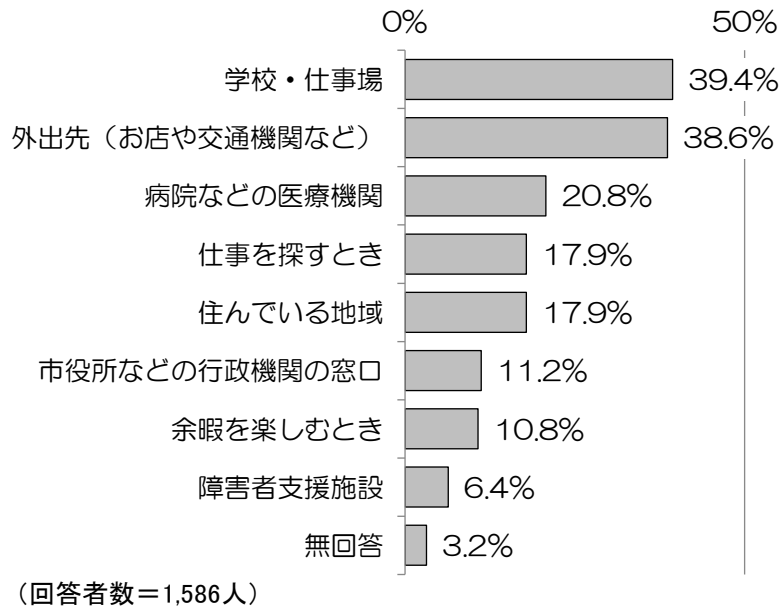
- 18～39歳の結果をみると、身体障がい者は『ある』が約60%、知的障がい者は約80%、精神障がい者は約70%と差別を感じるという傾向があります。

図 差別が「ある」「少しある」と回答した人の割合（18～39歳）



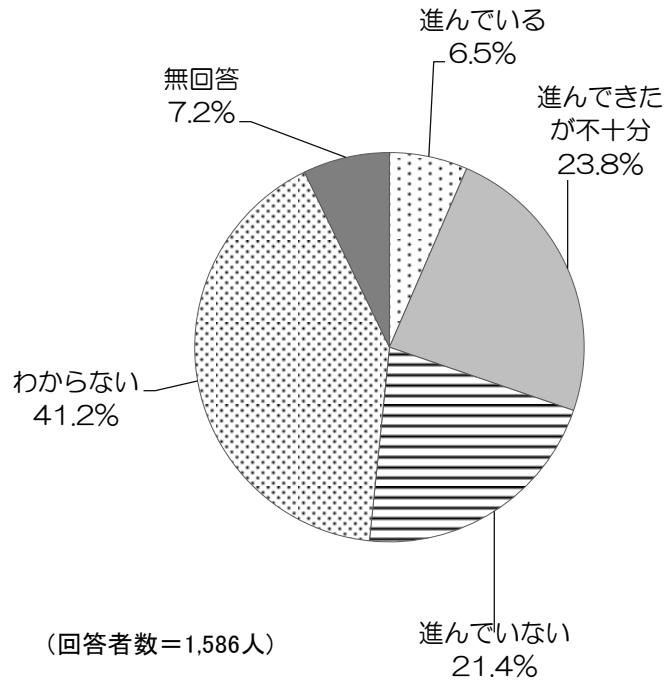
- 差別を感じる場面としては、「学校・仕事場」「外出先（お店や交通機関など）」が多くなっています。

図 差別を感じる場面（全体）



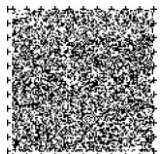
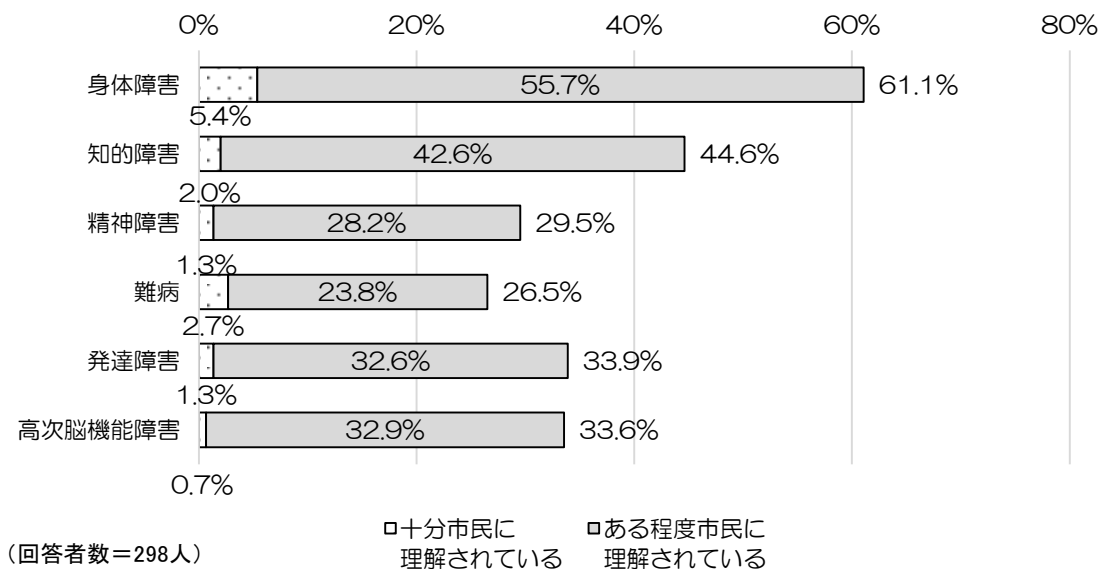
- 市民の障がい者に対する理解度については、「わからない」が最も多く、次いで「進んできたが不十分」の順となっています。

図 市民の障がい者に対する理解（全体）



- 一方、一般市民からみた障がい者への理解度を障害種別でみると、「十分理解」と「ある程度理解」の比率は、“身体障害”が約60%と最も高く、次いで“知的障害”が約45%、“精神障害”が約30%と大きな差が見られます。

図 一般市民からみた障がい者に対する理解（全体）



Ⅲ. アンケート、ヒアリング結果の概要

2. ヒアリングについて

令和 2 年 7 月に、障がい者団体や事業者など、全 28 団体・事業者にヒアリングシートを送付し、24 団体・事業所から回答をいただきました。

また、その中でヒアリングを希望する団体・事業者については、令和 2 年 7 月 10 日、7 月 15 日、7 月 17 日の 3 日間、15 の市内の障がい者団体・事業所等からヒアリングを行いました。

以下はその結果の概要（一部抜粋）です。

① 現在の事業や活動の中で困っていることや課題

- ・組織の高齢化が進むとともに、会員数の減少と、保護者の高齢化が進んでいる。
- ・個人情報保護法により、新たな会員となりそうな人の情報が入ってこない。
- ・コロナウイルスの関係で活動ができない。

② 市内に不足している障害福祉サービスで、あれば良いと思うサービス

- ・重度の障がいのある人が利用できるグループホーム等の生活の場や、総合福祉施設の整備や既存のサービスを充実してほしい。
- ・短期入所施設、入所施設を確保してほしいという意見多数。
- ・移動支援サービス等でも事業所への通所・通勤に使えるようにしてほしい。
- ・全身性障害者介護人派遣事業*を拡大してほしい。
- ・サービスを必要としている障がいのある人のところまで出向いて働きかけを行うアウトリーチをより積極的に行ってほしい。

③ 障がいのある人に関する医療での課題

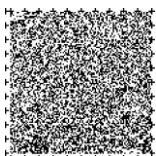
- ・障がいのある人を受け入れ、安心してかかることのできる病院や歯科医院等が少なく、市立医療センターが使いにくい。
- ・障がいのある人が安心して救急利用をできるようにすることが必要。
- ・体調不良などの緊急時に手話通訳が手配できるようにしてほしい。

④ 障がいのある人に関する就労や教育での課題

- ・特別支援学校*の児童数が増加したため、教室や教員が不足している。
- ・就労移行支援事業について、障害の特性等を理解した上で、適切な支援方法をしていくことが必要。あわせて、事業者間等での情報共有も必要。
- ・市の障害者就労支援センター*の機能強化が必要。

⑤ 災害対策や感染症対策等の課題

- ・障害の種別に応じた物資の確保と、障害の種別に応じた連絡方法、避難指示等の工夫と、避難先での障がいのある人への理解。
- ・障害についてわかる人を避難所に配置してくれると心強い。
- ・感染症対策の定期的な研修や適切な情報提供など、障害の特性を考慮した対策が必要。



⑥ 障害者計画や障害福祉計画に関するご意見等や、市の障がい者施策の課題

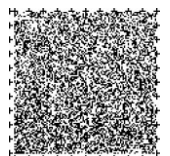
- 前回の障害者計画の中で位置づけを行ったが、実行できていないことも多いのではないか。また、計画策定後の定期的な進捗状況の報告を行い、できなかったことはその理由を検証することが必要。
- 家族の理解力や体力の低下による問題や、利用者の高齢化に伴い、介護保険サービスを受ける際に利用料負担が厳しく受けられない人も出てくるのではないか。
- 市内の事業所に適切な監査や指導等を行ってほしい。

⑦ 地域で障がいのある人の社会参加や地域での活動についての課題

- 社会参加のためには、公共交通機関の充実と、多目的トイレやスロープ等の整備と、夜間も使えることが必要。
- 就労できずボランティアで社会参加したい方の相談を受けるが、活動先の理解が得られないことが多い。
- オレンジカフェ*等、高齢者に関しての集いの場はあるが、障がい者を対象にした集いの場が少なく感じる。
- 他市で作成しているリソースブック*のような発達障害*向け冊子が必要。

⑧ 地域で障がいのある人の権利擁護や、障害を理由とする差別などで困ったこと

- 受診拒否、バスの乗車拒否、入店拒否など、現在でも多くの場面で差別がある。
- 知的障がい者や精神障がい者に関しては、まだかなりの偏見を感じるため、障がい児学級の無い学校では、交流教育をより積極的に取り組んでほしい。また、発達障がい児・者への偏見や差別も多い。
- 地域の方々との相互理解が難しい。また、医師の言葉づかいに問題があることがある。
- 成年後見、実際どこに相談したらよいのかわからない。障がい者の保護者にも成年後見制度*の内容までは認識されていない。
- 子どもが施設に入所しているが、親亡き後の財産管理や契約手続などが心配である。成年後見制度を行政が進めてほしい。



Ⅳ. 課題

課題の選定にあたっては、アンケート調査やヒアリング調査、社会情勢の変化および現状のデータからの分析等を踏まえ、あわせて7つの課題を抽出しました。

1. 地域社会における共生の仕組みづくり

障がいのある人が、地域の中で障がいのない人と、お互いを尊重しながらともに生活することができるよう、より多様な方策を構築する必要があります。

あわせて、障がいのある人を今まで支えてきた介護者の高齢化等により、障がいのある人の活動が制限されることがないように、各種団体や事業者等が連携しながら支援をする仕組みづくりが必要です。

■本課題の背景

(1) 国・県の動向から

- ・*障害者基本法第3条で「あらゆる分野の活動への参加機会の確保」や、「地域社会における共生」が位置づけられている。

(2) 現計画の進捗状況から

- ・地域での活動に際して、公共施設の一部にまだバリアフリー化していない施設が残っている。

(3) ヒアリングから

- ・公共施設のバリアフリー化は進んでいるが、市役所の地下とか、一部の公民館ではまだ未対応。

(4) アンケートから

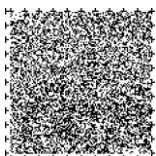
- ・障がい者への理解について、障がいのある人からは「進んできたが不十分」「進んでいない」が約45%と、理解が不十分・進んでいないという意見が多い。

2. 障害福祉サービスの充実

住み慣れた地域で生活できるようにするためには、障がいのある人がいつでも必要な支援を受けることができるような、障害福祉サービスの充実が必要です。

しかしながら、障害福祉サービスの充実に向けて、事業の拡張意向はあっても、人手の確保が困難なため、サービスの増加には限界が生じています。

そのため、人材育成の研修等を支援するなど、障害福祉サービスの充実を図ることが必要です。



■本課題の背景

(1) 障害福祉サービス提供事業所全体の動向

- 人手不足により必要な障害福祉サービスが提供できなかつたり、事業の拡張ができない。

(2) 現計画の進捗状況から

- 市立医療センター等でのリハビリテーションの充実や、専門職の確保が未実施。

(3) ヒアリングから

- 重度の障がいのある人が利用できるグループホーム等の生活の場や、総合福祉施設の整備や既存のサービスを充実してほしい。
- 短期入所施設、入所施設の確保。

(4) アンケートから

- 特に身体障がいのある人や、精神障がいのある人では、賃貸のアパート、マンション等に居住する方が増えている。

3. 障がいのある人の就労支援

障がいのある人が地域で生活をしていくためには、その人の就労意向に応じた多様な就労場所が確保されていることが必要です。

そのため、公的機関においては法定雇用率*以上の雇用を引き続き進めるとともに、民間事業者等における障がいのある人の就労を支援するため、きめ細かな情報提供等、関係機関におけるネットワークの構築が必要です。

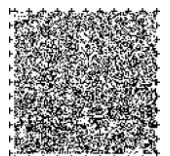
■本課題の背景

(1) ヒアリングから

- 就労移行支援事業について、障がいの特性等を理解した上で、適切な支援方法が必要。あわせて、事業者間等での情報共有も必要。
- 市の障害者就労支援センター*の機能強化が必要。

(2) アンケートから

- 就労状況や収入は前回調査と比較して少しずつ改善。
- 知的障がい者は収入の少ない方が他の障害と比較して多い。



Ⅲ. アンケート、ヒアリング結果の概要

4. 障がいのある人の権利擁護・差別解消

障がいのある人の権利擁護や差別の解消は、障害者差別解消法*が平成 28 年から施行されるなど、制度的な面での取り組みは進められてきました。しかしながら、アンケート調査結果をみると、特に若い世代の方から、障がいのある人への理解について厳しい意見が多く寄せられています。また、ヒアリングの中でも、実際には権利が守られていない場面や、周囲の理解が得られない等の指摘がありました。

そのため、障がいのある人とない人との相互理解を進めていくことや成年後見制度*を進めていくことが必要です。

■本課題の背景

(1) 国・県の動向

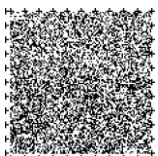
- 障害者差別解消法が平成 28 年 4 月から施行。

(2) ヒアリングから

- 受診拒否、バスの乗車拒否、入店拒否など、現在でも多くの場面で差別がある。
- 知的障がい者や精神障がい者に関しては、まだかなりの偏見を感じるため、障がい児学級のない学校では、交流教育をより積極的に取り組んでほしい。
- 発達障がい児・者への偏見や差別も多い。
- 地域の方々との相互理解が難しい。また、医師の言葉づかいに問題があることがある。

(3) アンケートから

- 差別を受けたことがあるかについては、身体障がい児は「ある」、知的障がい者、精神障がい者は「少しある」が最も多い。
- 差別を感じた場面は、「学校・仕事場」、「外出先（お店や交通機関など）」が多い。



5. 障がいのある人の外出支援や、文化、芸術、スポーツ活動等への参加の支援

アンケート調査結果をみると、多くの方から障がいのある人の外出等には支援が必要であるという意見がありました。一方、ヒアリングでは、地域での活動に参加したいが、地域の理解が得られないことや、移動手段等についての指摘がありました。

また、春日部市社会教育委員会議の提言（「共生社会の実現に向けた社会教育のあり方について」。令和2年3月24日）において、障がいのある人々が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、障がいのある人の自立や社会参加につながる事業、市民の障害に対する理解が深まるような社会教育事業の充実が求められております。

そのため、障がいのある人となない人との相互理解を進めるとともに、障がいのある人が自立した社会生活を営むための学習機会の充実や移動手段等について支援していくことが必要です。

■本課題の背景

(1) 国・県の動向

- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律*が平成30年6月から施行。

(2) ヒアリングから

- 社会参加のためには、公共交通機関の充実と、多目的トイレやスロープ等の整備と、夜間も使えることが必要。
- 就労できずボランティアで社会参加したい方の相談を受けるが、活動先の理解が得られないことが多い。

6. 包括的な支援体制の構築

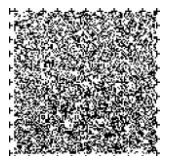
ヒアリングの中で、障がい者施策と高齢者施策や引きこもりの問題など、複雑化・複合化しているニーズに対して包括的な支援体制の構築を求める意見がありました。

そのため、関係機関と連携しながら各施策に関連性をもたせていくことが必要です。

■本課題の背景

(1) 国・県の動向

- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年6月12日公布）の中で、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応した包括的な支援体制の構築が求められている。



Ⅲ. アンケート、ヒアリング結果の概要

7. 災害や感染症への対策の充実

近年、大規模な災害や感染症などが発生しており、障がいのある人の生活環境に脅威を与えています。ヒアリングの中でも、災害対策や感染症対策について力を入れることが必要との意見がありました。

そのため、障がいのある人が災害時に安全に避難できるよう、地域とも連携しながら支援体制の充実を図るとともに、避難後も必要な支援を受けることができるよう、また、感染症対策については、感染症に対する正しい情報提供とネットワークの構築が必要です。

■本課題の背景

(1) ヒアリングから

- 障害の種別に応じた、物資の確保。
- 障害の種別に応じた連絡方法、避難指示等の工夫と、避難先での障がいのある人への理解。
- 障害についてわかる人を避難所に配置。
- 感染症対策の定期的な研修や適切な情報提供など、障害の特性を考慮した対策が必要。

(2) アンケートから

- 災害時に身体障がい児、知的障がい者・児は「避難できない」が多い。
- 災害時に不安に思うことは、「必要な医療を受けられないことや、薬が手に入らないこと」「避難所で他の人と生活をする事」、「避難所まで行けないこと」が多い。

